

第 1 1 次鳥獣保護事業計画（H25 改正）の概要

<趣旨>

現行の第 1 0 次鳥獣保護事業計画が平成 2 3 年度で終了するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 3 条の規定に基づき環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）」に即し、同法第 4 条の規定に基づき、鳥獣保護事業の実施に関する第 1 1 次鳥獣保護事業計画を策定する。

第一 計画の期間

平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで(5 年間)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 既指定区域の区域縮小：2 箇所 △ 4 8 8 ha(卯辰山：金沢市、津幡：津幡町)(平成 25 年度)

(2) 既指定区域の指定解除：1 箇所 △ 1 0 ha(二俣：金沢市)(平成 24 年度)

※(1)(2)については、指定地及び周辺農地におけるイノシシ等による農業被害、生活環境被害の防止、軽減を図るために区域縮小・指定解除

(2) 既指定区域の存続期間更新：2 1 箇所 1 4, 2 1 1 ha

	第 10 次終了時	第 11 次終了時	増 減
箇所数	4 8 箇所	4 7 箇所	△ 1 箇所(解除)
面積	2 9, 5 0 2 ha	2 9, 0 0 4 ha	△ 4 9 8 ha(解除・区域縮小)

2 特別保護地区の指定

既指定区域の再指定：3 箇所 2 1 6 h a

- ・津幡特別保護地区(河北郡津幡町)(平成 2 5 年度)
- ・山代温泉特別保護地区(加賀市山代温泉)(平成 2 6 年度)
- ・火打谷特別保護地区(羽咋郡志賀町)(平成 2 6 年度)

	第 10 次終了時	第 11 次終了時	増減
箇所数	7 箇所	7 箇所	0
面積	4 4 6 ha	4 4 6 ha	0

3 休猟区の指定

1 0 箇所 1 7, 8 7 3 ha

指定地及び周辺農地におけるイノシシ等による農業被害、生活環境被害の防止、軽減を図るため新規指定減

	第 10 次	第 11 次	増減
箇所数	3 2 箇所	1 0 箇所	△ 2 2 箇所
面積	5 9, 0 7 8 ha	1 7, 8 7 3 ha	△ 4 1, 2 0 5 ha

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

トキの飼育・繁殖に取り組むとともに、引き続きキジの放鳥を行う。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 1 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
 - (1) 次に掲げる場合は狩猟免許を有しない者に対しても、許可するものとし、実施に当たっては、市町、(社)石川県猟友会等関係機関と十分調整するものとする。
 - ① 住宅等の建物内における被害防止目的で、当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網又は手捕りにより小型の鳥獣を捕獲する場合
 - ② 農林業者が自らの事業地内において、農林業被害防止のため囲いわなを用いて鳥獣を捕獲する場合
 - (2) 法人及び団体が、銃器を使用しない方法により有害鳥獣捕獲を行う場合において、その従事者の中に狩猟免許を有しない者を「補助者」として含むことができるものとし、実施に当たっては、市町、(社)石川県猟友会等関係機関と十分調整するものとする。
- 2 愛玩のための飼養が目的の捕獲
愛玩のための飼養が目的の捕獲は許可しないものとする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

- 1 特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定
 - (1) 新規指定：1箇所 316ha(長曾川：中能登町)(平成24年度)
 - (2) 既指定区域の再指定：35箇所 10,882ha

	第10次終了時	第11次終了時	増減
箇所数	66箇所	67箇所	1
面積	23,394ha	23,710ha	316ha

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシに加え、ニホンジカについても策定を進める。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

ガンカモ科鳥類等の生息状況調査や鳥獣保護区等の指定効果調査を実施し、効果的な保護対策に資するものとする。

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

鳥獣行政に携わる職員や鳥獣保護員を育成するため、研修等の実施により専門的知識の向上を図り、保護管理の体制の充実に努める。

第九 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

- 1 感染症等への対応
野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。
高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。
- 2 普及啓発
愛鳥週間行事や愛鳥モデル校の指定等を通じ、自然保護及び鳥獣保護への関心を高める。